

令和7年度(2025年度) 第1回 同和問題解決推進協議会

次 第

日時：令和7年(2025年)8月14日(木)

14時～2時間程度

会場：人権平和センター豊中 大集会室

【案件】

1. 同和行政の進捗状況について
2. 差別事象等の発生状況について（報告）
3. その他
 - ・ 同和問題学習指導案作成について

【資料】

- (資料1-1) 「同和行政基本方針」に基づく施策の進捗状況
- (資料1-2) 豊中市同和行政基本方針
- (資料1-3) 豊中市同和行政基本方針に基づく進捗状況について
- (資料2) 令和7年度(2025年度)同和問題に関する差別事象
- (資料3-1) 同和問題啓発動画チラシ
- (資料3-2) 同和問題啓発ショート動画チラシ
- (資料3-3) 【参考】学習指導案（コロナ）

		内容	通し番号	事業名	重複	担当課	令和6年度(2024年度)の取組み内容
IV-1)-①		差別にであったときに適切に対応できる力をつけるための学びの機会の提供	1	職員の人権研修	44	総務部人事課	・人権研修主任推進員・推進員等合同研修の講演テーマと受講者 第1回(受講者213人)【集合+配信】人権行政と各職場の取組みについて、同和問題について等 第2回(受講者198人)【集合+配信】すべての人が地域社会の一員になるために 第3回(受講者198人)【集合+配信】沖縄を取り巻く平和問題について ・職場における人権研修(年3回のうち1回以上は同和問題)を実施 ・階層別研修 ・新規採用職員研修(受講者139人) ・係長級・技能長昇格前研修(受講者58人)
			2	職員研修(専門性向上等)	45	市民協働部人権政策課(人権平和センター)	・研修会、講演会への参加(全国隣保館職員近畿ブロック研修会、全隣保ブロック別学習会、隣保館職員に係る職員研修会(大阪府)、大阪府人権総合講座、部落解放・人権夏期講座、人事課研修係開催の研修(他)) ・職員の同和問題学習として、堺市触松人権歴史館への視察研修を実施 ・新規採用職員向け研修コンテンツの受講の必須化 ・「管理職のためのガイドブック」に人権のページ追加 ・全管理職対象に同和問題研修コンテンツの受講を実施(次年度以降は新任課長級研修に組み込む)
			3	生涯学習(講座)		市民協働部人権政策課(人権平和センター)	・人権文化まちづくり講座12回実施、延べ428人(うち、同和問題2回、28人) ・人権情報メールマガジン配信5回
			4	人権問題事業者学習会		市民協働部人権政策課(人権平和センター)	・7月25日 (1)「豊中市多文化共生指針について」(人権政策課職員) (2)公益財団法人とよなか国際交流協会による講演 ・参加者数147人(会場51、録画配信96)
			5	人権保育推進	14	こども未来部こども事業課	・子ども健やか育みフォーラム:開催回数1回(対面)参加者数434人 ・こどものつぶやき展:市民への啓発を目的にロビー展示実施開催回数1回来訪者数316人 ・保育アドバイザー研修(園内研修):こども園24カ所各3回以上の講師招聘 ・障害児共生保育研究会:3回(うち1回はインクルーシブ教育保育研修と兼ねる) ・インクルーシブ教育保育研修:1回 ・就学前施設職員人権研修:1回 ・認可外保育施設人権研修:1回 ・とよなか人権文化まちづくり協会フィールドワーク:1回 ・大阪保育子育て人権研究集会、全国人権保育研究集会、大阪府人権教育夏季研究会、大阪府在日外国人教育研究協議会研究集会、豊中市人権教育夏季研究会等への参加
			6	管理職研修	15	教育センター	・いじめ防止基本方針と学校におけるいじめ対応について(2回実施) ・フィールドワークを通して豊中の部落問題を考える ・帰国、渡日児童生徒の支援について
			7	小学校体験学習推進事業	16	教育委員会事務局学校教育課	3年:校区探検、地域調べ(公共施設や商店)、昔調べ 4年:環境教育(環境調べ、リサイクル等)、障害者や高齢者との交流 5年:農業体験(稲作、野菜栽培等)、ボランティア体験(車椅子、アイマスク、点字、手話等)、国際理解学習 6年:平和学習、国際理解学習、ボランティア体験(シニア体験、高齢者との交流等)
			8	中学校体験学習推進事業	17	教育委員会事務局学校教育課	ボランティア体験、職場体験、進路学習の取組みに加え、国際教育や福祉体験ワークショップなど、各中学校の特色を生かした取組みを行った
			9	成人教育活動		教育委員会事務局社会教育課	識字教室、学びの場
			10	市民学習活動		中央公民館	・公民館人権啓発事業(134事業) ・公民館人権学習講座(30回、981人参加) ・パネル展示
			11	教職員研修推進事業	19.46	教育委員会事務局学校教育課	・教職員研修(9回・参加人数391人) ・大阪府人権教育研究大会、大阪府人権教育夏季研究会、部落解放・人権夏期講座への参加
			12	事務局職員研修	47	教育委員会事務局学校教育課	・大阪府在日外国人教育研究集会、大阪府人権教育夏季研究会、部落解放研究全国集会、全国人権・同和教育研究大会、大阪府教育研究大会、人権部落問題学習研究集会、部落解放・人権夏期講座への参加
			13	市民啓発		教育委員会事務局社会教育課	・ビデオ貸出数88回 ・人権啓発カレンダー1,200冊発行・配布 ・市民の集い開催
			14	人権保育推進	5	こども未来部こども事業課	・子ども健やか育みフォーラム:開催回数1回(対面)参加者数434人 ・こどものつぶやき展:市民への啓発を目的にロビー展示実施開催回数1回来訪者数316人 ・保育アドバイザー研修(園内研修):こども園24カ所各3回以上の講師招聘 ・障害児共生保育研究会:3回(うち1回はインクルーシブ教育保育研修と兼ねる) ・インクルーシブ教育保育研修:1回 ・就学前施設職員人権研修:1回 ・認可外保育施設人権研修:1回 ・とよなか人権文化まちづくり協会フィールドワーク:1回 ・大阪保育子育て人権研究集会、全国人権保育研究集会、大阪府人権教育夏季研究会、大阪府在日外国人教育研究協議会研究集会、豊中市人権教育夏季研究会等への参加
			15	管理職研修	6	教育センター	・いじめ防止基本方針と学校におけるいじめ対応について(2回実施) ・フィールドワークを通して豊中の部落問題を考える ・帰国・渡日児童生徒の支援について
		学校園等の教育・保育実践の知識					

		内容	通し番号	事業名	重複	担当課	令和6年度(2024年度)の取組み内容
IV・施策の基本的方向性	IV-1)-②	継承・発展のための職員の経験	16	小学校体験学習推進事業	7	教育委員会事務局学校教育課	3年：校区探検、地域調べ(公共施設や商店)、昔調べ 4年：環境教育(環境調べ、リサイクル等)、障害者や高齢者との交流 5年：農業体験(稲作、野菜栽培等)、ボランティア体験(車椅子、アイマスク、点字、手話等)、国際理解学習 6年：平和学習、国際理解学習、ボランティア体験(シニア体験、高齢者との交流等)
			17	中学校体験学習推進事業	8	教育委員会事務局学校教育課	ボランティア体験、職場体験、進路学習の取組みに加え、国際教育や福祉体験ワークショップなど、各中学校の特色を生かした取組みを行った
			18	人権教育図書等による啓発		教育センター	・人権関係雑誌や研究用図書を購入して、ロビーに配架。市内小中学校教職員に貸し出し 雑誌 12冊
			19	教職員研修推進事業	11.46	教育委員会事務局学校教育課	・教職員研修(9回・参加人数391人) ・大阪府人権教育研究大会、大阪府人権教育夏季研究会、部落解放・人権夏期講座への参加
			20	人権教育啓発推進事業		教育委員会事務局学校教育課	・人権教育啓発推進校 28校(小学校19校、中学校8校、義務教育学校1校) ・人権学習・人権教育研修会実施校12校(小学校11校、中学校1校、)
			21	進路選択支援事業		教育委員会事務局学校教育課	・相談延べ件数50件(豊中23件、蛍池27件)
	IV-2)-①	地域コミュニティが人権課題を見据えてつなげる	22	人権情報受発信		市民協働部人権政策課(人権平和センター)	・情報紙「じんけんへいわ通信」発行 6・11月発行 各5,000部 ・ホームページ更新(学識経験者による寄稿文「部落差別(同和問題)を詳しく知るために」の掲載 他) ・庁内情報共有システムに人権の情報を集約する」WEBページ「人権政策課だより」を作成 ・資料室・参考室の管理運営(部落問題・人権問題等書籍購入、書籍・資料等のリスト作成、閲覧・貸出、「資料室ニュース」の作成など)
			23	ひゅうまんプラザほか日常啓発	55	市民協働部人権政策課(人権平和センター)	・2月18日 ひゅうまんプラザ講演「部落問題と向き合う私たち」 講師：石井 眞澄さん・石井 千晶さん(ご夫妻) 参加者数 110人 ・DVD貸出延べ88件、ホームページによる啓発、人権啓発パネル展2回開催、出前講座の実施 ・市民向け同和問題啓発ショート動画(14本)の作成 ・各審議会委員向け人権啓発資料の作成と庁内すべての審議会等全委員へ配布 ・広報2月号に同和問題特集記事を掲載
			24	人権月間啓発事業		市民協働部人権政策課(人権平和センター)	・4月23日～5月10日パネル展@市役所第二庁舎1階ロビー、11月18日～25日パネル展@ショコラ2階・3階 ・人権に関する催しを集約したチラシの作成・配布と市ホームページへの掲載 ・11月11日～12月10日@市役所第一庁舎に横断幕掲出、11月25日～12月10日環境部収集車にマグネットシートを掲出 ・人権月間中に毎週1日(午前・午後各1回)、人権デー前1週間及び当日(午前・午後各1回)に庁内放送で人権月間等を周知
			25	市所有メディアでの啓発		都市経営部広報戦略課	・ニュースリリース「豊中市・沖縄市兄弟都市提携50周年記念事業 新たな視点で平和を伝える」ほか17件 ・広報誌で人権(部落差別)に関する特集記事を掲載(R7年2月号)、お知らせ記事は毎月5件程度掲載
			26	企業啓発事業	57	都市活力部産業振興課	・5月研修会「生成AI時代の人権とビジネス」～AIは差別や人権侵害をしないのか～(近畿大学人権問題研究所・特任主任教授 北口 末広さん) ・10月 人権フィードバック、11月 とよなか人権文化まちづくり協会との交流会 ・2月 ひゅうまんプラザを共催 ・大阪企業人権協議会等との連携、未加入企業に対する加入勧奨等
			27	保護司・民生・児童委員研修		福祉部地域共生課	・民生委員・児童委員研修(年1回) 令和6年6月～令和7年2月 動画視聴形式で研修を実施 参加人数32人 ・保護司研修 令和6年2月4日 「少年院における矯正医療 ～実態調査からみえてきたもの～」(浪速少年院医務課長 中野 温子さん)
			28	重層的支援体制整備事業		こども未来部こども支援課(子育て支援センターほっぺ)	・地域のネットワークづくりの取り組み ・地域福祉ネットワーク会議(こども部会)研修会 1回(せんりひじり幼稚園 園長 安達 謙さん) ・地域福祉ネットワーク会議 7ブロッ参加 ・校区連絡会 計41校区(合同で開催の校区もあり) ・公民協働イベント「みんなあつまれわくわくランド」1回
			29	ボランティア団体育成	59	教育委員会事務局児童生徒課	・講演「児童虐待について」 (豊中市こども未来部はぐくみセンターこども安心課 職員)(参加者数21人)
			30	成人教育活動		教育委員会事務局社会教育課	識字教室、学びの場
			31	地域教育協議会(すこやかネット)		教育委員会事務局学び育ち支援課	・地域教育協議会(全17中学校区)の設置 ・地域子ども教室や学校地域連携スレーションとの合同交流会(とよなか地域教育コミュニティフォーラム)の開催(参加者数28人) ・フェスタ等イベント(参加人数:16中学校区計12,705人) ・その他の活動(参加人数:8中学校区計1,419人)
			32	市民啓発		教育委員会事務局読書振興課	・人権講演会(講師：廣岡浄進さん)／主催 読書振興課(人権平和センター豊中にて開催) ・野畑地区人権講演会(講師 青木康二さん)／野畑図書館(野畑公民館、PTAと共催) ・人権講演会資料展示／岡町図書館 ・講演展示・資料展示 子ども読書活動連絡会 ・資料展示(平和と月間)／岡町、庄内、千里、野畑、東豊中、服部、高川図書館 ・資料展示(男女共同参画週間)／岡町、千里、野畑、高川、蛍池図書館(すてぷと共催) ・人権月間「人権関連資料展示」／岡町、庄内、千里、野畑、東豊中、高川図書館 ・参加型展示「平和の木」／東豊中図書館 ・作品・資料展示「第四中学校夜間学級作品展」／岡町、東豊中、服部、高川図書館 ・資料展示「認知症の高齢者の人権に関する本」／高川図書館 ・パネル・資料展示「児童養護施設パネル展」／岡町図書館 ・作品展示「原田小学校6年生平和学習の作品」／岡町図書館

		内容	通し番号	事業名	重複	担当課	令和6年度(2024年度)の取組み内容
IV-2)-(2)		対話によって相互の信頼関係を築く	33	団体貸出		教育委員会事務局読書振興課	・人権平和センター豊池573冊 ・人権平和センター豊中ともだちこども園（全クラス）224冊
			34	「老人憩の家」の活用、管理運営		市民協働部人権政策課(人権平和センター)	事業実施計708回、利用者延べ14,021人 ・高齢者の交流・憩いの場の提供 ・センター登録サークル活動の場の提供 ・地域福祉を進める取組みへの支援として場の提供等 ・介護予防事業の場として活用 ・相談事業等との連携 ※H25年4月より浴場開設
			35	こども居場所づくり・ふれあい交流	40	市民協働部人権政策課(人権平和センター)	(こどもの学び・居場所事業) ・居場所活動291日小・中学生・高校生・その他8,856人 ・学習活動 小学3・4年生国語・算数22回214人 小学5・6年生国語・算数23回100人 小学5・6年生英語24回122人 中学生数学・英語23回223人 ・課外や体験活動11回488人 ・食事の機会14回 (こども多世代ふれあい事業) ・居場所活動290日小・中学生・高校生その他10,193人 ・18時以降学習できる場（中学生以上）117回1,917人 ・課外や体験活動（バスケ10回 204人、その他体験 20回 375人） ・食事の機会12回
	IV-2)-(3)	センターの取組み（情報受発信の拠点施設、市民の安心・安全を支える場所）	36	地域交流(フェスタ等)		市民協働部人権政策課(人権平和センター)	・2月25日～3月2日“ひと・まち・であい”人権文化のまちづくりフェスタ(参加者114人) ・克明校区ささえあいネット活動(事務局会議12回、図上訓練1回)
			37	地域交流(世代間交流等)		市民協働部人権政策課(人権平和センター)	世代間交流事業 4回 91人
			38	生活支援(相談)	48	市民協働部人権政策課(人権平和センター)	・生活相談等相談件数 269件 ・支援方策検討会1回 11月29日 ・ケース検討会議0回
			39	生涯学習(サークル支援)		市民協働部人権政策課(人権平和センター)	・登録サークル(21サークル、活動実績計664回、延べ6,260人参加) ・サークル代表者会議(4回実施、延べ93人参加)
			40	こども居場所づくり・ふれあい交流	35	市民協働部人権政策課(人権平和センター)	(こどもの学び・居場所事業) ・居場所活動291日小・中学生・高校生・その他8,856人 ・学習活動 小学3・4年生国語・算数22回214人 小学5・6年生国語・算数23回100人 小学5・6年生英語24回122人 中学生数学・英語23回223人 ・課外や体験活動11回488人 ・食事の機会14回 (こども多世代ふれあい事業) ・居場所活動290日小・中学生・高校生その他10,193人 ・18時以降学習できる場（中学生以上）117回1,917人 ・課外や体験活動（バスケ10回 204人、その他体験 20回 375人） ・食事の機会12回
			41	小集落地区改良事業(店舗・作業所)		市民協働部人権政策課(人権平和センター)	・施設の修繕、維持管理、施設使用料の徴収、収納確認、敷金の管理、店舗の排水管清掃
			42	人権相談	49	市民協働部人権政策課(人権平和センター)	・人権相談件数68件（月～金 9時～17時 電話相談 ※面接相談：要予約）
			43	人権擁護委員による人権相談	50	市民協働部人権政策課(人権平和センター)	・年24回（法務局主催）実施、相談2件 ・人権擁護委員の日、人権週間に第二庁舎1階ロビーにおいてポスター及びのぼり旗の掲出、啓発物品の配布 ・豊中まつりでの啓発物品の配布
V-1)-(1)		職員研修（同僚と別問を見に過対こるる）	44	職員の人権研修	1	総務部人事課	・人権研修主任推進員・推進員等合同研修の講演テーマと受講者 第1回（受講者213人）【集合+配信】人権行政と各職場の取組みについて、同和問題について等 第2回（受講者198人）【集合+配信】すべての人が地域社会の一員になるために 第3回（受講者198人）【集合+配信】沖縄を取り巻く平和問題について ・職場における人権研修（年3回のうち1回以上は同和問題）を実施 ・階層別研修 ・新規採用職員研修（受講者 139人） ・係長級・技能長昇格前研修（受講者 58人）
			45	職員研修(専門性向上等)	2	市民協働部人権政策課(人権平和センター)	・研修会、講演会への参加(全国隣保館職員近畿ブロック研修会、全隣協ブロック別学習会、隣保館職員に係る職員研修会(大阪府)、大阪府人権総合講座、部落解放・人権夏期講座、人事課研修係開催の研修 他) ・職員の同和問題学習として、堺市触松人権歴史館への視察研修を実施 ・新規採用職員向け研修コンテンツの受講の必須化 ・「管理職のためのガイドブック」に人権のページ追加 ・全管理職対象に同和問題研修コンテンツの受講を実施（次年度以降は新任課長級研修に組み込む）

		内容	通し番号	事業名	重複	担当課	令和6年度(2024年度)の取組み内容
V・推進体制の充実		な理解を深め	46	教職員研修推進事業	11.19	教育委員会事務局学校教育課	・教職員研修(9回・参加人数391人) ・大阪府人権教育研究大会、大阪府人権教育夏季研究会、部落解放・人権夏期講座への参加
			47	事務局職員研修	12	教育委員会事務局学校教育課	・大阪府在日外国人教育研究会、大阪府人権教育夏季研究会、部落解放研究全国集会、全国人権・同和教育研究大会、大阪府教育研究大会、人権部落問題学習研究会集、部落解放・人権夏期講座への参加
	V-1)-②	救人済権に侵つ害みいにての取被組害	48	生活支援(相談)	38	市民協働部人権政策課(人権平和センター)	・生活相談等相談件数 269件 ・支援方策検討会1回 11月29日 ・ケース検討会議0回
			49	人権相談	42	市民協働部人権政策課(人権平和センター)	・人権相談件数68件(月～金 9時～17時 電話相談 ※面接相談：要予約)
			50	人権擁護委員による人権相談	43	市民協働部人権政策課(人権平和センター)	・年24回(法務局主催)実施、相談2件 ・人権擁護委員の日、人権週間に第二庁舎1階ロビーにおいてポスター及びのぼり旗の掲出、啓発物品の配布 ・豊中まつりでの啓発物品の配布
	V-1)-③	見取議進方地、会抄針か総の把に合意握基的見、づ施な聴審く	51	同和行政推進体制	61	市民協働部人権政策課(人権平和センター)	・人権行政推進本部会議2回開催(書面開催) ・部落差別事象の発生状況を報告し、職員が差別を見過ごすことがないよう注意喚起し、管理職向け研修コンテンツの受講を案内
	V-2)-①	組み ブト協大者被にナ働切等差よしとの別のシバし声当取ッしたを事	52	同和問題解決推進協議会	62	市民協働部人権政策課(人権平和センター)	・3回開催 差別事象や同和問題の解決を図るための教育・啓発の進め方について等
			53	推進団体の育成	60	教育委員会事務局社会教育課	・人権協委員数3,263人(市民の集い302人参加) ・人権啓発カレンダー1,200冊発行・配布 ・人権啓発ポケットカレンダー1,000部作成・配布
	V-2)-②	人権文化の創造に寄与するNPO、研究団体等との連携、支援	54	関係団体等との連携・協働		市民協働部人権政策課(人権平和センター)	・相談事業における関係機関等との連携 ・克明校区社会福祉協議会など地域の団体・機関等の連携により、介護予防事業を実施 ・その他、連携・協力関係にある団体や会議への参加
			55	ひゅうまんプラザほか日常啓発	23	市民協働部人権政策課(人権平和センター)	・2月18日 ひゅうまんプラザ講演「部落問題と向き合う私たち」 講師：石井 真澄さん・石井 千晶さん(ご夫妻) 参加者数 110人 ・DVD貸出延べ88件、ホームページによる啓発、人権啓発パネル展2回開催、出前講座の実施 ・市民向け同和問題啓発ショート動画(14本)の作成 ・各審議会委員向け人権啓発資料の作成と庁内すべての審議会等全委員へ配布 ・広報2月号に同和問題特集記事を掲載
			56	まちづくり協会への支援		市民協働部人権政策課(人権平和センター)	・フィールドワーク等の実施への支援
			57	企業啓発事業	26	都市活力部産業振興課	・5月研修会「生成AI時代の人権とビジネス」～AIは差別や人権侵害をしないのか～(近畿大学人権問題研究所・特任主任教授 北口 末広さん) ・10月 人権フィールドワーク、11月 とよなか人権文化まちづくり協会との交流会 ・2月 ひゅうまんプラザを共催 ・大阪企業人権協議会等との連携、未加入企業に対する加入勧奨等
			58	団体指導者の育成		教育委員会事務局社会教育課(青少年交流文化館いぶき)	・青少年を指導する立場の人たちを対象に、「青少年指導者人権研修」を実施 ・谷 俊英さん(大阪大谷大学准教授)による「子どもを取り巻く社会状況を知ろう!!(貧困と子ども虐待を観点に)」についての講演 ・講演会に参加した指導者数18人
			59	ボランティア団体育成	29	教育委員会事務局児童生徒課	・講演「児童虐待について」 (豊中市子ども未来部はぐくみセンター子ども安心課 職員)(参加者数21人)
			60	推進団体の育成	53	教育委員会事務局社会教育課	・人権協委員数3,263人(市民の集い302人参加) ・人権啓発カレンダー1,200冊発行・配布 ・人権啓発ポケットカレンダー1,000部作成・配布
	V-3)-①	と審各同の議領解連会域協携等のと	61	同和行政推進体制	51	市民協働部人権政策課(人権平和センター)	・人権行政推進本部会議2回開催(書面開催) ・部落差別事象の発生状況を報告し、職員が差別を見過ごすことがないよう注意喚起し、管理職向け研修コンテンツの受講を案内
			62	同和問題解決推進協議会	52	市民協働部人権政策課(人権平和センター)	・3回開催 差別事象や同和問題の解決を図るための教育・啓発の進め方について等
係内VI機市・携関町府と村及の等び連関府			63	自治体間ネットワーク会議等の参加		市民協働部人権政策課(人権平和センター)	・大阪府人権相談機関ネットワークへの加盟 ・大阪人権行政推進協議会への参加



豊中市 同和行政 基本方針

平成 10 年（1998 年）8 月 10 日策定

令和 4 年（2022 年）3 月 28 日改定



豊中市

改定豊中市 同和行政 基本方針

■改定の趣旨

平成 10 年(1998 年)に策定したこの基本方針は、豊中市同和対策審議会からの答申の基本理念や基本方向等をふまえ、市の同和行政の基本的な考え方として大綱的にとりまとめたものであった。

平成 14 年(2002 年)に「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が失効後、本市では一般施策として差別解消に向けた取組みを進めてきた。平成 28 年(2016 年)には、国において、相談体制の充実や教育及び啓発などについて謳った「部落差別の解消の推進に関する法律」(以下、部落差別解消推進法という。))を公布・施行したが、同和問題の解決には至っていない。

同年、市長は豊中市同和问题解決推進協議会へ「豊中市における同和問題の解決を図るための具体的な教育・啓発の進め方について」諮問、平成 30 年(2018 年)に答申(以下、「市同和问题解決推進協議会答申」という。))を受けた。

令和元年(2019 年)に市が実施した「人権についての市民意識調査(以下、「市民意識調査」という。))の結果、令和 2 年(2020 年)に法務省が公表した「部落差別解消推進法第 6 条に基づく調査結果(以下、「法務省調査結果」という。))」、同年に大阪府が実施した「人権問題に関する府民意識調査(以下、「府民意識調査」という。))」の結果が報告されている。

こうした同和行政を取り巻く環境の変化、それぞれの調査結果、市同和问题解決推進協議会答申をふまえ、基本方針を改定するものである。

同和問題の解決は、他の人権諸課題と密接に関連し、総合的な行政により、展望を拓きうるものであるとの認識に立ち、この基本方針を平成 20 年(2008 年)策定の豊中市人権行政基本方針(以下、「人権行政基本方針」という。))とあわせて、今後の人権行政の礎と位置づける。

I. 基本的認識

日本国憲法は「すべて国民は、個人として尊重される」とした上で、「法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」と規定している。

昭和40年(1965年)8月に出された、国の同和対策審議会答申(以下「国答申」という)では、同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる重要な問題であるとして、その早急な解決こそ国の責務であり同時に国民的課題であることを提起した。しかしながら、日本国憲法が施行されて70年以上、国答申が出されて50年以上が経過した現在もなお同和問題が解決したということはできない。

平成28年(2016年)12月に「現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じている」ことや、「部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題である」ことを記した部落差別解消推進法が公布・施行された。この法律は、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別のない社会を実現することを目的としている。

令和2年(2020年)の法務省調査結果では、多くの者が部落差別は不当な差別と知っている一方で、特に交際・結婚相手についての偏見・差別意識が残っていることや、部落差別に関するウェブサイトの閲覧の動機として、差別的な意図をもって閲覧しているとうかがわれるものが一定数見られたこと、同年の府民意識調査では、同和問題に関して見られると思う人権侵害や問題として、インターネット上に誹謗中傷等が掲載されることを選択した人が最も多くなっていることが報告されている。

令和元年(2019年)の市民意識調査では、年齢が若くなるにしたがって、さまざまな人権課題が人権教育で取り上げられるようになっている一方で、同和問題が扱われなくなってきたことや、同和問題に関する差別的な内容の発言を聞いたとき、どう感じたかとの問いに、「そのとおりと思った」、「そういう見方もあるのかと思った」と答えた人が7割を超えていることから、差別的な内容の発言に接したときに疑問や反発を感じることなく受け入れる人や、迎合しかねない人が多くいることが報告されている。さらに、自由記述においては、何も知らない人にわざわざ同和問題を教える必要はなく、そのまま放置しておけば同和問題は自然に解決するという「寝た子を起こすな」という意見や、同和行政に対する批判や同和地区住民に対する優遇措置が現在も続いているとの誤解などから「逆差別」であるという批判が多く見られたことが報告されている。

市内においては、差別発言や落書き、不動産購入時などの地区問合せなどの差別

事象やインターネット上に差別を助長しかねない動画が掲載されるなど、被差別地域に対する誤解や偏見に基づく言動による差別事象はいまだに発覚している。

本市では、これまで、乳幼児期においては、「同和保育基本方針」、「人権保育基本方針」に基づき、人権尊重の基礎的な資質を養うことをめざした保育を積み重ね、差別を嫌だと感じ、差別を許さない感性を持った子どもを育てることを通じて、同和問題の解決をめざした実践に取り組んできた。学校教育においては、「同和教育基本方針」、「人権教育基本方針」に基づき、子どもたちが仲間とつながり、自らの生活を振り返り、将来を展望する力を獲得する同和教育実践を積み重ね、人権の課題を自分自身の問題として捉え、日常生活のさまざまな場面を通じて積極的に考え、実践することを目標として取り組んできた。市民啓発については、被差別当事者や一般財団法人とよなか人権文化まちづくり協会と、被差別当事者の経験や思い、地域の歴史や現状を知るためのフィールドワークや、同和問題の学びの場の提供を協働により取り組んできた。また、市民による「差別のない明るく住みよい町の実現」に取り組む豊中市人権教育推進委員協議会や、企業の立場から人権啓発の推進や就職の機会均等などに取り組む豊中企業人権啓発推進員協議会、すべての市立小中学校における同和教育をはじめとする人権教育の調査研究及び実践に取り組む豊中市人権教育研究協議会などとも連携し、同和問題の解決に取り組んできた。これまで、このような教育・啓発に取り組んできたが、先にも記載のとおり市内においてもいまだに差別事象は発覚しており、同和問題が解決したとはいえない。

平成 30 年(2018 年)の市同和問題解決推進協議会答申では、住宅を含む環境改善や教育・就労の保障については、同和対策事業の成果として一定の改善が見られたことを評価しつつ、「部落に対する差別意識と行動についてはいまだに残り続けており、教育・啓発が担うべき役割は非常に大きなものである」とした上で、乳幼児期の取組み、学校教育における取組み、市民向けの人権啓発のあり方について、さまざまな課題と認識、具体的な取組みが提言された。

市は、この基本的認識の内容をはじめとしたこれまでの同和行政をめぐる取組みの成果と課題を受け止め、市同和問題解決推進協議会答申を尊重し、部落差別が現存するかぎり、その解決のために同和行政を推進する。

Ⅱ. 基本目標

同和行政とは、同和問題の解決に向けた総合的な行政である。そして、同和問題の解決とは、累積的な差別の結果としての諸格差を解消することにとどまらず、すべての地域社会に偏見や差別というものが受け入れられない状態をつくりだし、部

落差別のない地域社会を実現することである。

差別は許されないものであるという人びとの共通認識のもと、被差別の状況にある人が孤立せず、すべての人が個人として尊重され、互いに人間として尊厳を認め合い、人とひととの連帯・協働のもとに個性が発揮され、多様な生き方が可能となる人権文化に根ざした安心して暮らせる地域社会の実現と、その社会づくりを担う市民の主体的に学ぶ力、行動する力を育てることを目標とする。それにあたっては、差別や偏見を引き起こす背景には社会構造上の問題があることから、差別を差別する側と差別される側の二者間だけの問題にせず、個人への配慮を行い社会全体の問題として捉えることが大切である。

なお、このことは、平成 29 年(2017 年)12 月に策定された、第 4 次豊中市総合計画の「共に生きる平和なまちづくり」の実現に資するとともに、平成 27 年(2015 年)に国連サミットで採択された国際目標「持続可能な開発目標 (SDGs)」がめざす「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に寄与するものである。

Ⅲ. 基本視点

昭和 44 年(1969 年)同和対策事業特別措置法施行から財政上の特別措置が失効した平成 14 年度(2002 年度)までに取り組んだ施策や事業は、累積的な差別の結果である低位な状態—貧困、不安定就労、劣悪な住環境等の問題—の解消に一定寄与してきた。しかし、これらのことは、差別そのものの解消にとって必要条件であったが、十分条件ではなかった。

そのため、引き続き広く一般施策として、これまでの取組みの成果と課題を十分にふまえた上で、少子化、高齢化、高度情報化、国際化等の急速な社会変化にも留意し、施策の推進に努める。日常に潜む差別の背景を見抜く力を養い、その課題解決に向けて具体的な施策に結びつけていくことが必要である。

部落差別をはじめさまざまな差別の解消に向けては、日常生活の中にある差別的な価値観や生活意識を問い直すことを通して、自発的に差別をなくすという態度が育まれることにつながる人権教育、啓発を人権文化の創造という営みとして推進する。

また、同和問題のみならず、女性、子ども、高齢者、障害のある人、外国人など他の領域のさまざまな人権課題が顕在化している。これらは複合的に絡み合うものであり、それぞれの領域がかかえる課題とその有機的な連関については、総合的な視点をもって関係部局・関係機関の連携により整理、対応してきた。引き続き、行

政のすべての分野において、人権尊重の視点から潜在化している課題に注意しながら、施策やその推進のあり方について点検や見直しを行う。

そして、同和問題固有の課題をふまえつつ、その解決への道すがら、同時に他の人権問題を解決していく道すじとも重なり合うという認識のもとに、あらゆる差別を解消し、すべての人権問題を解決するという視点に立って施策の推進に努める。

IV. 施策の基本的方向

すべての人間が一人ひとり個性ある人格を持ったかけがえのない存在として尊重されるとともに、社会的身分や門地、民族、信条、性、障害の有無、年齢、職業等による不当な差別を解消することが、めざすべき平和で平等な社会の実現への途を拓くものである。

したがって、被差別の現実から学ぶことにより、人権尊重を社会的な規範として確立することをめざし、人権尊重のまちづくりの推進に努めるとともに、「人権文化のまちづくりをすすめる条例」をふまえ、人権行政基本方針やこの方針に基づいた施策を行い、引き続き同和問題の早期解決をめざす。

1) 人権文化の創造をめざした啓発・教育の推進

出自や年齢、障害の有無、職業等による不当な差別が解消され、平和で平等な社会を実現するための「自己啓発」や「自己解放」の契機となる啓発、教育の推進に努める。

同和問題についての学校での学習機会は、多様な人権課題が学ばれるようになる一方で大幅に減少している。同和問題について理解が十分でないまま学校教育を終える人は増えている。このような状況の中、部落差別が身近な人からの伝承により記憶されていくとともに、インターネットを通じて、差別を助長するような情報等が発信されており、差別への同調につながる意識が広がることが懸念される。このことから、生涯学習として、若い世代へはさまざまな媒体を活用した啓発・教育の推進に努めるとともに、年齢、学校での学習経験の有無に関わらず、同和問題との出会い、学び直しができる機会の提供に努め、差別に出会ったときに適切に対応できる力をつけていくことが重要である。

また、こども園、小中学校、高等学校、さらに市民向けの人権啓発の取り組みを個々別々に実施するのではなく、それぞれの実践が共有され、有効な学びが提供できるしくみを整える。学校園等は、人権尊重を基盤にした子どもの「生きる力」の育成やまちづくりへの参加意志の形成をはじめ、有効な教育・保育実践の

継続・発展のため、職員の経験や知識の継承に努める。

2) 人権尊重のまちづくりの推進

同和地区とその周辺も含めたまちづくりに向けては、地区内外の住民の交流が促進されている。地域コミュニティが人権課題を見据えてつながることや、差別される側と差別する側の対立関係から、対話によって相互の信頼関係を築いていくことは、心理的、実態的差別の課題解決に向かうことを念頭に、引き続き全市的な視野をもって、人権尊重の観点に立って施策を推進する。

令和2年(2020年)開設の市立人権平和センターは、人権の尊重と平和の実現は不可分であることから、平和意識の高揚と同和問題をはじめとするさまざまな人権問題の解決をめざし、市全域を見据えた情報受発信の拠点施設として、また、困難を抱える人が安心して声をあげられる市民の安心・安全を支える場所として、人権文化の創造を基調としたまちづくりの推進に取り組んでいく。

【関連する法律等】

- ・「人権文化のまちづくりをすすめる条例」
(平成11年(1999年)4月施行)
- ・「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」
(平成12年(2000年)12月施行)
- ・「大阪府部落差別事象の調査等の規制等に関する条例」
(平成14年(2002年)策定、平成23年(2011年)10月改定)
- ・「部落差別の解消の推進に関する法律」
(平成28年(2016年)12月施行)
- ・「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」
(平成28年(2016年)12月一部施行、平成29年(2017年)2月施行)

【関連する計画等】

- ・「豊中市人権教育推進プラン」
(平成16年(2004年)3月策定、令和2年(2020年)3月一部改訂)
- ・「豊中市人権行政基本方針」 (平成20年(2008年)2月策定)
- ・「豊中市における同和問題の解決を図るための具体的な教育・啓発の進め方について 答申」 (平成30年(2018年)3月策定)

V. 推進体制の充実

1) 庁内の推進体制

同和問題を女性や障害のある人、外国人をはじめとしたさまざまな差別や人権問題とも重ね合わせながら、その背景や土壌についての深い洞察の上に立ち、その解決に向けて、すべての行政分野で取り組む。そのため、各人権課題への対応に加え、すべての人権問題にかかわる総合的課題への対応との両面からアプローチしていく体制の充実を図る。今後も多様な職員体制の中で、同和問題に対する理解を深め、部落差別を見過ごすことがないよう、職員研修を進める。

また、人権侵害による被害救済について、関係機関や団体と連携しながら、市民が相談しやすい体制づくりなど、可能な方策に取り組む。

さらに、人権文化のまちづくりをすすめる条例に基づき、行政のあらゆる分野において人権尊重の視点に立った取組みを推進する組織である人権行政推進本部のもと、この方針に基づく施策の進捗把握を行い、市同和問題解決推進協議会など市の附属機関の意見を聴きながら、人権行政基本方針に基づく総合的な見地から整合性のある施策を推進する。

2) 人権に関わる市民団体等との連携

同和行政の推進にあたっては、これまで同和問題の解決をはじめ、さまざまな人権擁護活動を進めてきた団体と連携を図ってきた成果をふまえ、被差別当事者と同和問題の解決に向けて取り組む人びとの声を大切にしながら、引き続き、同和問題の解決が一層進むよう協働とパートナーシップにより取組みを行う。

そのため、市民活動として人権文化の創造に寄与するNPO（非営利組織）、研究団体等との連携並びに支援に努める。

3) 市同和問題解決推進協議会の位置付けと他の審議会等との連携

市同和問題解決推進協議会は、市における同和問題の解決についての諸課題を調査審議する市長の附属機関であり、同和行政の推進にあたってはその活発な議論や意見を参考とする。あわせて、この協議会での検討や取組みは、他の人権問題の解決への道すじとも重なり合うという視点に立って、人権文化のまちづくりをすすめる協議会をはじめ、各領域の審議会等との有機的な連携に努める。

VI. 府及び府内市町村等関係機関との連携

同和問題を解決していくためには、府はもとより府内の各市町村等関係機関との連携は極めて重要な意味を持つものであり、今後も引き続き緊密な連携を図る。

また、近隣市町村との協働による啓発事業の取組みなど、広域的な取組みを進める。

VII. 国・府に対する法的措置等の要望

同和問題の根本的な解決を図るための基本となる「部落差別解消推進法」が公布・施行された。同法は、相談体制の充実、教育及び啓発、実態調査について規定している。そのため、人権施策の一環として、部落差別解消推進法に規定されている施策が実現できるよう、行財政措置を講じることを、市長会を通して国に強く要望する。また、府独自の行財政措置の充実についても要望する。

― 豊中市同和行政基本方針に基づく進捗状況について―

【令和 6 年度取組事項のトピックス】

IV 施策の基本的方向性

1)-①差別にであったときに適切に対応できる力をつけるための学びの機会の提供として、豊中市ではさまざまな研修を行っています。具体的には、職員の人権研修をはじめ、市民が参加できる講座や事業者を対象とした学習会を実施しました。職場における人権研修は年 3 回行うこととしており、そのうち一回以上は同和問題をテーマに実施しました【通し番号 1】。

職員研修については、新規採用職員への人権研修の実施に加え、同和問題啓発動画の視聴と併せて研修コンテンツの受講を必須としました。新任課長級研修にも同和問題に関する研修を組み込みました。職員が差別を見過ごすことがないよう同和問題を正しく知り、差別を許さない姿勢で取り組むことを周知しました【通し番号 2】。

1)-②学校園等の教育・保育実践の継続・発展のための職員の経験や知識の継承として、教育現場でも学年にあわせ、さまざまな人権課題をテーマに学習をとおして幼少期から人権の大切さを学ぶ取組みを行いました。国や府が開催した研修会にも参加し、自己啓発に努めました【通し番号 14,16~20】。

2)-①「地域コミュニティが人権課題を見据えてつながる」では、人権月間に合わせて市役所ロビーでのパネル展や情報誌の発行、ホームページやメディアを使った啓発を行いました。地域の自治会や民生・児童委員等に向けた研修会を行い、ネットワークづくりにも取り組みました【通し番号 24~28】。

2)-②対話によって相互の信頼関係を築く取組みとして、介護予防事業、多世代ふれあい事業として学習の場の提供や居場所活動として食事の機会を作りました【通し番号 34, 35】。

2)-③センターの取組み（情報受発信の拠点施設、市民の安心・安全を支える場所）については、人権まちづくりフェスタをはじめ、子どもの学び・居場所、また高齢者や子どもの交流の場としてセンターが活動の拠点となるよう努めました。相談事業においてもさまざまな相談を受け、市民の安心・安全を支える場所としての機能を担うよう取り組みました【通し番号 36~43】。

V 推進体制の充実

1)-①教職員研修を 9 回実施し、391 人が参加しました【通し番号 47】。

1)-②人権侵害による被害救済にかかる取組みについては人権相談や生活相談を行い、市役所ロビーにおいて人権擁護委員による人権相談の啓発活動として、ポスターの貼付やのぼり旗の掲出、啓発物品の配布を行いました【通し番号 48~50】。

1)-③方針に基づく進捗把握、審議会の意見聴取、総合的な見地からの施策推進では、人権行政推進本部会議を 2 回開催（書面開催）し、部落差別事象の発生状況を報告するとともに、職員が差別を見過ごすことがないよう注意喚起し、管理職向け研修コンテンツの受講を

案内しました【通し番号 51】。

2)-②人権文化の創造に寄与する NPO、研究団体等との連携、支援としては、相談事業における関係機関等との連携し、介護予防事業の実施や会議への参加、フィールドワーク等の実施への支援を行いました。特に若い世代の市民向け同和問題啓発ショート動画を作成しました【通し番号 54~56】。なお、7/25 時点でのショート動画 14 本の総再生回数は累計 15,473 回となっております。

3)-①同解協と各領域の審議会等との連携については、部落差別事象の発生状況を報告し、市の附属機関である審議会等の全ての委員向けに人権啓発資料を作成し、人権に配慮した議論を行っていただくよう周知しました【通し番号 62】。

VI 府及び府内市町村等関係機関との連携

大阪府人権相談機関ネットワークへ加盟し、大阪人権行政推進協議会へ参加しました【通し番号 63】。

同和問題に関する差別事象

(資料2)

番号	発覚日	種別	差別行為 の手段等	対応者 (通報者等)	相手(含推測)	内容等	対応	事象の問題点等
2025-1	5月14日	差別動画	インター ネット	一般財団法人 豊中人権文化 まちづくり協 会	●●●●●● (アカウント名)	・動画共有サイトに市内地域の動画を掲載。（投稿 日：5月12日）	・同アカウントによって掲載されている地域の関係機 関である大阪府に報告するとともに、法務局へ削除要 請を行った。	・タイトルに「Dowa」の表記がある。 ・「旧解放会館である豊中市立人権平和センター螢 池」「人権平和センターの向かいには市営住宅。始ま りは改良住宅としての役割だった。」とテロップあ り。 ・単なる興味本位で偏見や差別意識を煽り、差別を助 長・拡散している。 ・偏見や差別意識によって被差別部落を避けたいと考 える人がこの動画を視聴することによって、実際に差 別的言動を起こす可能性がある。
2025-2	5月27日	地区問 い 合わせ	電話	人権政策課	他市在住者	・交際相手だった豊中市民に性暴力を受け精神的苦痛 を被った。 ・知人に本件について相談したところ「加害者が住ん でる●●地区は、同和地区なのではないか。」と言わ れた。 ・居住地の都道府県が実施する相談窓口にも相談した 結果、「豊中市に問い合わせたら、地区の特性につい て教えてもらえるかもしれない。」と言われ豊中市に 架電したとのこと。	・地区の問い合わせには応じられないこと、特定の地 区とマイナスイメージを結びつけること、地区問 い合わせ自体が差別につながることを伝えた。 ・地区の問い合わせが差別になること、市が差別をな くす取組をしていることを伝え、今後ホームページの 動画等も見ても部落問題、同和問題について学んでい きたいと応答があった。	・問い合わせに対する対応の中で、本市の同和問題啓 発に関する取組を周知すること、また一定程度本人に 差別的な意識を気づかせることができた。 ・一方で、本人からは、他の相談窓口への問い合わせ が本市への問合せに繋がった趣旨の発言があった。真 偽のほどは定かではないが、行政職員として更なる人 権意識向上のための研鑽が必要である。

同和問題啓発動画

作成しました！

市ホームページで公開中
ぜひ 見てね！



バーコードを
読み取ってね

部落差別って なに？

豊中市市民協働部人権政策課

令和5年(2023年)12月制作

同和問題・部落差別は昔の問題ではなく、
今現在、私たちのまちで起こっている人権問題です。

この問題を避けるのではなく、関心を持って正しく理解し、
差別を見過ごしてしまったり、気づかないうちに差別に加担
してしまったりすることがないように、この動画をご覧いただき、
同和問題の解決に向けてともに考えていきましょう。

同和問題啓発 ショート動画公開中

部落差別（同和問題）の

よくある疑問を

取りあげました（全14本）



令和7年(2025年)1月制作

市ホームページで公開中

ぜひ見てね！



バーコードを
読み取ってね

同和問題の解決に向けてともに考えていきましょう

- # 同和問題を知る
- # フェイク情報に惑わされない
- # 差別を見過ごさない
- # 差別に「いいね」しない

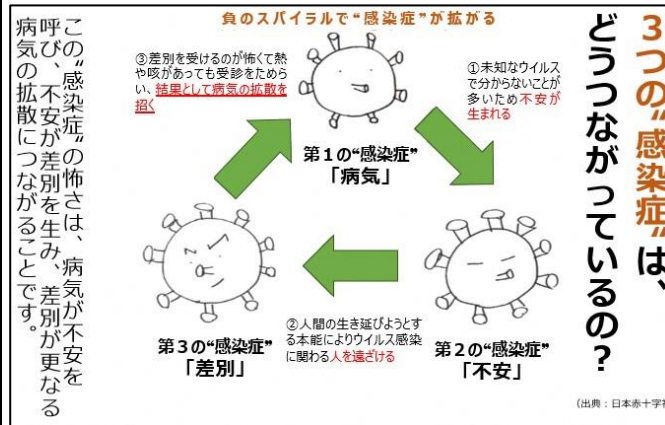
<学習指導案>

タイトル「3つの感染症－人の心の中の意識－」			
ねらい：新型コロナウイルス感染症の3つの連鎖を断ち切るために、自分ができを考える、行動につなげようとする。			
対象：中学校			
資料名：「3つの“感染症”は、どうつながっているの？」（出典：日本赤十字社）			
配慮すること： ・新型コロナウイルスに感染した生徒や家族等がいる場合は、事前に学習内容やねらいを家庭に伝え、理解を得る。 ・授業中も、本人の表情を丁寧に把握し、変わった様子があれば対応する等、配慮して進める。 ・安心ルール「傾聴（よくきく）・守秘（ひみつをまもろう）・パスＯＫ（言いたくないことは言わなくてよい）」を確認したうえで、学習を進める。			
	学習活動	発問と予想される子どもの反応	指導上の留意点
導入	◎新型コロナウイルスのことで、知っていることを出し合う。	新型コロナウイルスのことで、どんなことを知っていますか？ ・感染したら死ぬかもしれない。 ・新型コロナウイルスは〇〇から広がった。 ・咳などの飛沫で感染する。 ・高齢者の人が重症になる場合が多い。 ・子どもはひどくならない。 ・手洗いやマスクをつけることが大切。 ・3密を避ける。 ・有名人が感染して亡くなった。 ・世界中でたくさんの人が亡くなっている。 ・誰でも感染するリスクがある。 ・ソーシャルディスタンスをしっかりと保つことが大切。 ・薬が開発されていない。	・どんな意見でも受け入れることに留意する。 ・事実ではない情報の場合、事実かうわさを確認することが必要であることをおさえる。 ・気になる様子の生徒には、その場でことばがけを行い、後で必ず個別に気持ちを聞くなどする。
		新型コロナウイルスはまだ分からないことが多いけれど、「手を洗う」「マスクをする」「人混みを避ける」「換気する」「間近で会話や発声をしない」ことで感染しにくくなることがわかっています。	
展開	◎資料「3つの“感染症”は、どうつながっているの？」を提示し、ワークシートの図中の空欄	日本赤十字社がこのウイルスには3つの感染症という顔があると示しています。それがどういうものか、この図を完成させながらみんなで理解していきましょう。	

見本

(資料3-3)

に記入しながらそれぞれの関係性を確認する。



・ワークシートに矢印の内容を記入させながら、「病気」、「不安」、「差別」の関係性をおさえる。

みんなでワークシートを確認しましょう。

第1の感染症は「病気」、第2の感染症は「不安」、第3の感染症は「差別」です。

3つの感染症がどうつながっているのか矢印の説明①～③の内容を考えましょう。

・治るかどうかわからないから不安になる。
・誰が感染しているかわからないから疑いのある人を差別する。
・感染していることを周りに伝えたら差別されるから言わずに病院に行かないことでまた、病気が広まる。等

3つの連鎖を断ち切るために、私たちは何ができるでしょうか？

【病気→不安】

・手洗い、咳エチケット、人混みを避ける。
・自分を守り、相手を守る行動をとる。

【不安→差別】

・差別に気づく力を高める。
・差別に同調しない。
・あいまいな情報を流さない。

【差別→病気】

・体調不良でもがまんしなくてもいい雰囲気にする。
・どんなことでも言い合える学級にする。

◎ 3つの連鎖を断ち切るためにそれぞれができることについて、ワークシートに記入し、発表する。

・どんなことが「不安」や「差別」なのか意見を聞いてみる。

・見えないウイルスで薬も開発されておらず、わからないことが多いと人は不安になること、見えない敵（ウイルス）への不安からウイルスに関わる人を遠ざけ差別してしまう可能性があることをおさえる。

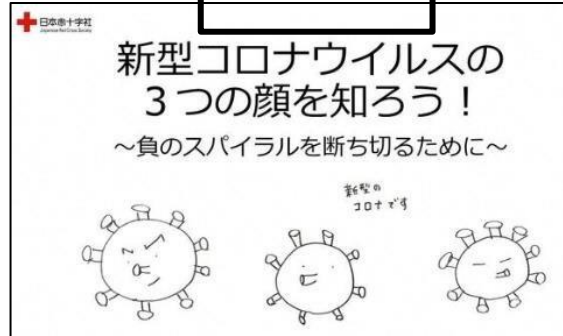
・そのような差別を受けるのが怖いから、病院に行くことを避け、よりいっそう病気が広まることになる可能性があることをおさえる。

・クラスで3つの連鎖を断ち切る方法について考え、発表できるようにする。

見本

(資料 3-3)

◎動画「新型コロナウイルスの負のスパイラルを断ち切ろう！」を見る。



・自分も差別する側にもされる側にもなりえることを知り、3つの連鎖を断ち切る行動をすること、感染者やその家族が差別されることがあってはならないことを再度おさえる。

・新型コロナウイルスについて未だわからないことがたくさんあるが、動画にあった負のスパイラルを断ち切ることの大切さをおさえる。

※他教科等と連携して、HIV 感染症、ハンセン病等の学習につなげることも考えられる。

◎今日のふりかえりを記入する。

参考 URL : https://www.ishikawa.jrc.or.jp/info_notification/post4103

授業を受けて、「気づいたこと」などを書きましょう。

まとめ